

海外旅行傷害保険のあらまし

担保項目	こんなとき	お支払いする保険金	
傷 害	死亡・後遺障害	被保険者（保険の対象となる方）が、責任期間中に偶然的な事故によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき	死亡されたとき……死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 後遺障害が生じ……後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。
	治療費用	被保険者が、責任期間中に偶然的な事故によりケガで医師の治療を受けたとき	事故の日（疾病の場合は医師の治療を開始した日）から180日以内に治療のために現実に支出した次の費用をお支払いします。 ①医師による治療費、手術費、入院費 ②緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇人費、医師・職業看護婦の付添費 ③義手、義足の修理費（傷害治療費用のみ） ④治療により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費 ⑤入院のために必要となった国際通話料、身の回り品購入費用（5万円限度）等（1事故について20万円限度）
疾病治療費用	①責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始された場合は、責任期間中に原因が発生したものに限り、 ②責任期間中に感染した特定の伝染病（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、マラリア、マフィア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クワンゾウ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓急性出血ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニボウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症）のために責任期間終了後（旅行終了後）30日以内に医師の治療を開始された場合。	（注）社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。	
賠償責任	被保険者が、責任期間中に偶然的な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき	保険金額を限度としてお支払いします。 （注）賠償額の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。	
救済者費用等	被保険者が責任期間中に ①事故により遭難（行方不明を含みます）されたとき。 ②事故によるケガが原因で事故日から180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。 ③病気により死亡されたとき。 ④病気にかかり旅行終了日から30日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。 （ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、引き続き医師の治療を受けていた場合）	次の費用をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地との航空運賃等交通費（救済者3名まで） ③現地および現地までのホテル客室料（救済者3名かつ1名については14日分まで） ④現地からの移送費用 ⑤遺体処理費用（100万円限度） ⑥救済者の渡航費用および現地での諸雑費（20万円限度） （注）救済者とは捜索、看護、事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族をいいます。	
携行品損害	被保険者所有の携行品（現金、小切手、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、各種書類および別送品を除きます。）が責任期間中に火災や盗難等の偶然的な事故により損害を受けたとき。	1つ（1組または1対）あたり10万円（航空券・乗車券等の損害については5万円）を限度として自己負担額3,000円を控除した額をお支払いします。ただし、パスポート損害については再発給費用、渡航書の取得費用を5万円を限度として損害額とします。 （注）修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	

（注）「責任期間」とは、海外旅行の目的で住居を出発したときから住居に帰着するまでの間であつ日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までの間で日本を出国した日から90日後の午後12時までを限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合

■海外および国内での傷害死亡・後遺障害、海外での傷害治療費用

- 故意 ●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酒酔い運転 ●脳疾患、疾病、心神喪失
- 他覚症状のないむちうち症、腰痛 ●スカイダイビングなどの危険なスポーツ中の事故
- 土木建設工事などの危険な職業に従事中的事故 ●戦争・侵略行為、反乱、暴動 など

■海外での疾病治療費用、海外での救済者費用

- 故意 ●けんか、自殺、犯罪 ●他覚症状のないむちうち症、腰痛 ●妊娠、出産、流産およびこれらに基づく病気 ●歯科疾病 ●既往症 など
- ※救済者費用については、自殺、妊娠、出産、流産で被保険者（保険の対象となる方）が死亡したときはお支払いの対象となりません。

■海外での賠償責任

- 職務執行に直接起因する損害事故 ●親族に対する損害事故 ●受託物に対する損害事故
- 自動車などの事故による損害事故 ●心神喪失に起因する事故または故意の事故 など

■海外旅行傷害保険の携行品損害

- 携行品の暇疵または自然消耗 ●携行品の置き忘れまたは紛失 ●借りたり、預かっている携行品の事故
- 現金、小切手、クレジットカード等の損害 ●パスポートの紛失 など

海外旅行の際のお願い

海外旅行に行かれる際には「本紙」をご持参いただくと安心です。

保険の内容については、損保ジャパン所定の約款に基づきます。

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

PADIカード

海外旅行傷害保険のご案内

（補償規定）

ACCIDENT INSURANCE



PADIカード〈セゾン〉には 下記補償が自動付帯されます。

海外旅行傷害保険

ダイビング中の補償はもちろんダイビング以外のご旅行中の事故も補償します。

海外旅行傷害保険

傷害



交通事故にあった



他のスポーツ中にケガをした



ドアに手をはさまれた

救援者費用



旅先でケガをし家族が現地に向かった

疾病



カゼで高熱を発した



胃腸になった

賠償責任



お店の商品を壊した

携行品損害



カメラを落として壊した

緊急アシスタントサービス



日本語を話せる現地の医師を紹介します



ケガや病気などの緊急時に救急車を手配します



キャッシュレスサービス^(※)

※事故が発生した場合は、お客様が治療費をお支払いする必要があるキャッシュレス治療病院をご紹介します。右記、海外メディカルヘルプラインへご連絡ください。

支払限度額と保険責任期間

保険の種類	担保内容	本会員	保険責任期間
海外旅行傷害保険	死亡・後遺障害	1,000万円	最高90日
	傷害 治療費用	200万円	
	疾病 治療費用	200万円	
	賠償責任	1億円	
	救援者費用	200万円	
	携行品損害	10万円	

●上記以上の保険金額・保険期間をご希望の場合は出発10日前までに、PADIジャパン保険係に別途お問い合わせ下さい。(03-6372-7216)
※携行品損害は、自己負担額3,000円、1品あたり10万円が限度となります。

海外旅行傷害保険に関する保険金請求書類

保険金種類	バスポート (コピー)	現地でしか手配できない書類				損害を証明する書類	除籍簿	委任状、戸籍簿	その後遺障害診断書	その他の書類
		医師の診断書	治療費の領収書	死亡診断書(※)	事故証明書					
治療費用保険金(傷害・疾病)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
携行品損害保険金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
死亡保険金(傷害)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
後遺障害保険金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
救援者費用等保険金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
賠償責任保険金	对人	○	○	○	○	○	○	○	○	
	対物	○	○	○	○	○	○	○	○	

(注) 1. ○印は原則として必要な書類 ○印は場合によって必要となる書類 2. ※印は保険会社所定用紙があるものです。

事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれましたら次の事項をお伝えください。
●PADIカード会員であること ●カードの種類 ●会員番号(クレジットカード番号)
●出国日 ●日本の住所と電話番号 ●海外での連絡先

〈海外メディカルヘルプラインの連絡先〉 日本語対応・24時間
ケガ・病気で困りの時、お電話ください。

お客様の滞在地	電話番号	センター
北米 中南米 ハワイ	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ メキシコ ブラジル 無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から アメリカ・カナダから 上記以外の国・地域から (1) 804-673-1144 (1) 804-822-3747	アメリカセンター
中国	中国(香港・マカオを除く) 香港 マカオ 無料電話がご利用にならない場合 中国大陸から 香港・マカオから 800-810-9784(無料電話) 800-968-845(無料電話) 060-0382(無料電話) 010-8592-7117 (86) 10-8592-7100	中国センター
シンガポール	シンガポール マレーシア 無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から シンガポール国内から シンガポール国外から 1800-3041756(無料電話) 1800-80-1013(無料電話) 6535-5554 (65) 6535-5554	シンガポールセンター
グアム サイパン オセアニア アジア	韓国 インドネシア フィリピン タイ ベトナム グアム・サイパン オーストラリア ニュージーランド 無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から タイ国内から タイ国外から 00798-651-7029(無料電話) 001-803-65-7187(無料電話) 1800-1-651-0065(無料電話) 1800-600-234(無料電話) 12065143(無料電話) 1877-232-0747(無料電話) 1800-553-152(無料電話) 0800-44-9345(無料電話) 02-204-4510 (66) 2-204-4510	タイセンター
欧州 アフリカ 中近東 ロシア	イギリス フランス イタリア ドイツ 無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から イギリス国内から イギリス国外から 0800-068-3724(無料電話) 0800-908460(無料電話) 800-986-331(無料電話) 0800-589-3737(無料電話) 020-7282-4348 (44) 20-7282-4348	イギリスセンター
各センターに連絡が取れない場合	海外から 日本国内から (81) 3-3811-8127 03-3811-8127	東京センター

※マンマーマー・カンボジア・ラオスはタイセンターへご連絡ください。

〈海外ホットラインの連絡先〉 日本語対応・24時間
ケガ・病気以外の事故で困りの時、お電話ください。

お客様の滞在地	電話番号
北米・中南米 ハワイ	アメリカ本土・アラスカ・ハワイ 1-833-950-0893
アジア	カナダ 中国 香港 台湾 韓国 シンガポール インドネシア タイ フィリピン 1-833-907-6700 4001-203739 800-90-0356 00801-81-2770 00798-81-1-0831 800-8110-824 007803-81-1-0038 1800-011-212 1-800-1-8110336
オセアニア	オーストラリア ニュージーランド 1-800-718-264 0800-64-0363
ヨーロッパ アフリカ 中近東 ロシア	イギリス イタリア ドイツ フランス 800-7-83839 0808-23-44567 800-7-83839 0800-1-80-2112 0800-90-6165
上記無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国または地域から	(81) 50-3820-1301★
日本国内から	0120-08-1572 018-888-9547

滞在の国・地域、電話機種や回線事情によっては、ご利用いただけない場合があります。万が一お電話が繋がらない場合は、★印の日本の電話番号へコレクトコールでおかけください。

- ### 電話ご利用上の注意点
- 上記は2023年11月現在となっており、今後変更することがあります。
 - 滞在の国・地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用できない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。
 - 各国での回線事情等により電話がかかりにくい場合は、「損保ジャパン・海外メディカルヘルプライン」のお客様のいらっしゃる地域の電話番号へお問い合わせ願います。
 - 電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。